

東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会の公開に関する内規（案）

（目的）

第1条 この内規は、東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、運営上支障がない限り、公開とする。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議当日に先着順で傍聴を申し込み、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。ただし、会場の都合上、入場を制限することがある。

（会場に入ることができない者）

第4条 次に掲げる者は、会場に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）カメラ、ビデオカメラ、録音機、スマートフォン等を携帯し、それらを用いて会議の撮影・録音をすることを疑うに足りる事情が認められる者
- （3）酒気を帯びていると認められる者
- （4）その他会議を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者

（傍聴人の禁止行為）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- （2）カメラ、ビデオカメラ、録音機、スマートフォン等での撮影・録音をすること。
- （3）飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）・喫煙
- （4）他人の迷惑となる行為
- （5）その他会議の秩序を乱す行為

2 委員長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

（議事要旨の作成及び公表）

第6条 事務局は、会議における発言の要旨等をまとめて議事要旨を作成するとともに、北区ホームページで公表することとする。

付 則

この内規は、令和7年2月3日から施行する。